仙北中学校いじめ防止基本方針

- 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(2) いじめの基本認識

本校では、全ての職員が「いじめはどの生徒にも、どの学校学級においても起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである」という認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ問題について、以下の項目が教職員がもつべき基本的な認識である。

- ①いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ②いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ③いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ④いじめはその行為の態様により暴行, 恐喝, 強要等の刑罰法規に接触する。
- ⑤いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥いじめは家庭教育の在り方に大きく関わりをもっている。
- ⑦いじめは学校,家庭,地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって 取り組むべき問題である。

2 未然防止 (年間指導計画は別表)

- (1) 学級経営の充実
 - ・スクールカウンセラーと連携し、学活等でソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターを実施し、人との上手なかかわり方を習得させる。
 - ・年に2回全学級でQ-U検査の実施し、その結果から学級や生徒の実態を共通理解する。
 - ・年2~3回,学校生活アンケートの実施し,生徒の実態把握に努め,年2回の生徒との教育相談を行う。
- (2) 道徳教育の充実
 - ・外部講師を招いて「心を育む教室」を実施し、生徒の自己肯定感を高めたり、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てたりする。
 - ・学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間で道徳性育成に資する体験活動を推進する。
- (3) 生徒会活動, 体験活動の充実
 - ・生徒会が中心となったいじめ撲滅運動の推進し、いじめは絶対に許されないことであるという態度の育成を図る。
 - ・地域で行われる様々なボランティアに参加し、協力したり協調したりすることの大切さを実 感させ、人とよりよく関わるために必要な力を育成する。
 - ・生徒の自主的な活動を支える委員会活動を充実させる。
 - ・体験活動、行事等の振り返りをし、よりよい学校生活につなげる。
- (4) 教職員の研修
 - ・わかる授業づくりを目指し、教員がお互いの授業に参観し合う機会の設定し、授業力向上に 努める。
 - ・市教育委員会が発行している「いじめ対応について」を活用した職員研修を行い、未然防止 やいじめが発生した場合の指導体制、指導方法について確認をする。
 - ・市教育委員会が発行している「いじめ問題への取組についてのチェックポイント(例)」を 活用した研修を行う。
 - ・生徒の良きモデルとなり、慕われ信頼される教職員のあり方を全職員で研修をする。

(5) 保護者への働きかけ

- ・文科省発行の「いじめのサイン発見シート」,「24時間こどもSOSダイヤル」の紹介と資料の配付。
- ・PTA等で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。学校、 学年通信等による広報活動も行う。市教育委員会が発行している「一人一人が明るく学校生 活を過ごせるように」を各家庭に配布し、いじめに対する理解を深める。

3 早期発見

- ・いじめアンケートを月に1回実施し、いじめの発見や実態把握に努める。アンケートはあくまでも発見や実態把握するためのひとつの手段という認識で行う。いじめアンケートの実施方法は、無記名、記名、持ち帰り等状況に応じて配慮し実施する。
- ・生活ノート等を活用し、日常的に学級や生徒の様子を把握する。
- ・年に2回教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する。「たんぽぽダイヤル」 や「すこやか電話」などの秋田県内にある電話相談窓口を、通信等で広報する。
- ・休み時間や放課後などの生徒の様子に気を配り、小さなサインや変化を見逃さない。
- ・日頃から保護者との連絡を密にし、信頼関係が構築できるように努める。
- ・職朝や職員会議だけでなく、日々生徒に関する情報を交換し、全職員で情報の共有化を図る。 気になる生徒には、全職員で観察や実態把握をする。

4 いじめに対する措置

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- ・速やかに管理職に報告する。
- ・いじめ対策委員会を開催し、今後の指導方法を確認する。
- ・いじめられた生徒を徹底して守る。

正確な実態把握

指導体制·方針決定

生徒への指導・支援

今後の対応

- 関係する生徒全て から聴き取りを行い、内容を記録する。
- 個々に聴き取りを 行う。
- いじめ対策委員会で情報を共有し、 正確に事態を把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

- ・今後の指導体制, 指導方法を明確に する。
- ・対応する教職員の役割を決める。
- ・必要に応じて教育 委員会や関係機関 との連携を図る。
- すべての教職員の 共通理解を図る。
- いじめられた生徒を 保護し、心配や不安 を取り除く。
- ・いじめた生徒に、相手の高みや苦しみに思いを寄せる指導を十分に行う中でるさいである。という人権意識をもたせる。
- ・いじめに関係した 生徒に対して、継 続的に指導や支援 を行う。
- ・必要に応じて,カ ウンセラーを活用 し,心のケアにあ たる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

保護者との連携

- ・直接会い、今後の指導方法や支援策などについて、具体的に説明する。
- ・協力を求め、今後の 学校との連携方法を 話し合う。

①指導体制 · 方針決定

- ・学級担任だけが抱え込むことなく, すべての全職員で対応し, 的確な役割分担をしていじめの解決にあたる。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び警察等と連携して対処する。

②生徒への指導・支援

- ・いじめを受けた生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間別室で学習を行う等を措置を講じる。

③保護者との連携

- ・正確な実態把握ができ次第、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議をする。また、いじめた生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。
- ・学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、たんぽぽダイヤル等の 相談窓口の利用も検討する。

④今後の対応

- ・いじめを受けた生徒の心の傷を癒やすために、フレッシュカウンセラーやスクールカウン セラー、養護教諭との連携をとりながら指導を行う。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。

(2) 重大事態への対処

①重大事態の定義

- ・いじめにより生徒等の生命,心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められた場合。
- ・生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

(いじめ防止対策推進法より)

②重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ・市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒や保護者に対し、事実関係そのたの必要な情報を適切に提供する。必要に応じて、当事者の同意を得た上で、説明文章の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

5 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめの定義

パソコンや携帯電話,スマートフォンを利用して,特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイト上の掲示板やブログなどに書き込んだり,メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うことである。

(2) ネット上のいじめの未然防止

- ・教育活動全体通して、生徒に適切な情報モラルを身に付けさせる。
- ・生徒や保護者を対象に、外部指導者を活用した情報モラル教育を実施する。
- ・保護者に対しても、PTAや通信等を利用して情報モラルに関する情報を提供する。
- ・生徒会でのネット使用ルールの策定。
- (3) ネット上のいじめの早期発見,早期対応
 - ・具体的な対応方法を生徒や保護者に助言し、解決に向け学校も協力して取り組む。
 - ・学校や保護者だけでは解決が困難な場合は、情報リテラシー教育支援事業や警察などと連携する。

6 いじめ対策委員会

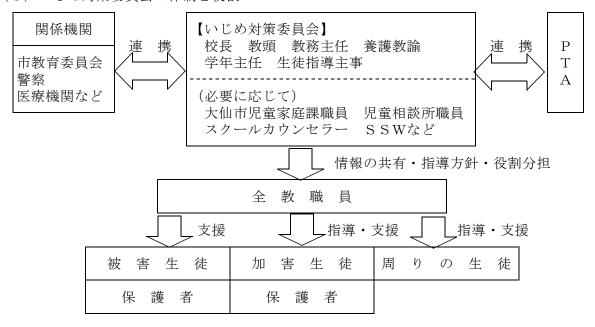
(1) いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主事、学年主任からなるいじめ防止等の対策のためのいじめ防止委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。必要に応じて、大仙市児童家庭課職員や児童相談所職員、スクールカウンセラー、SSW等もいじめ対策委員会に参加する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

週に一度,全教職員で配慮する生徒について,現状や指導についての情報交換を及び共通理解を図る。

(3) いじめ対策委員会の体制と役割



校長・教頭	基本方針の策定方針。重大事態への対応及び市教育委員会への報告。
教務主任	年間指導計画の作成及び有効性の検証と見直し。
養護教諭	登校渋りや保健室訪問での生徒の実態把握,情報伝達。
生徒指導主事	基本方針の策定,公開,見直し。アンケートの実施。いじめの対応。 いじめ対策委員会の開催。個別面談や相談の受け入れ,集約。